施策事業	具体的な内容
保育園の運営	• 保育目標に向かって、各年齢で目標を立て、養護と教育の両面から保育を行う。 • 園児の年齢に則した行事内容を考え、計画的に行事を行う。 • 自己評価を行い、その反省をもとに保育を行う。 • 子どもの健康及び安全確保などのため、常に施設点検等を行う。感染症予防のため衛生面に配慮する。
多様な保育需要に応じた保育サービスの提供	• 保育時間以外の保育（長時間保育）、３歳未満児保育、一時保育を実施する。 • 個々の特性に応じた保育や障がい児保育を実施し、必要に応じて加配保育士を配置する。 • 特に必要が認められる場合に、休日保育を実施する。 • 多様な保育需要に対応するため、保育士の増員に努める。 • 子どもの状況に応じた保育を実施するために必要な関係機関との連携をとる。 • こども誰でも通園制度の実施（令和８年度より） • 病児・病後児保育について、広域的な取り組みを視野に入れて検討を行う。 • 放課後児童クラブは、就労などにより家庭に保護者がいない小学生に対し、家庭に代わって保育を行う。開所日、開所時間等、利用ニーズに柔軟に対応する。また、継続的な指導員の確保に努める。
保育士の資質・専門性の向上	• 多様な家庭状況や保育需要への対応や、保育士などの資質・専門性の向上のために、園内研究や勉強会を実施する。 • 園外での保育研修会（園長・主任研修、公開保育、郡保育研修会、県保育大会、３歳未満児研修、発達障がい児への対応研修等）に積極的に参加する。 • 保育に携わる職員全員が研修に参加できるように時間、人員の確保に努める。

施策３　子育て支援のネットワークづくり

地域の社会資源を活かし、子育て世代と地域とのつながりづくりができるよう、情報提供やネッワークづくりに努めます。

施策事業	具体的な内容
子育てに関する情報の提供など	• 母子手帳交付時に、子育てサービス一覧を配布する。転入時に年代に合った情報を提供する。 • 出産・子育て情報を提供する電子母子手帳及び SNS 相談の

	周知を行う。 • 子育て支援センター事業案内を、対象家庭に配布する。 • 上松町公式ホームページ等を活用し、子育てに関する情報を総合的に提供できるように努める。

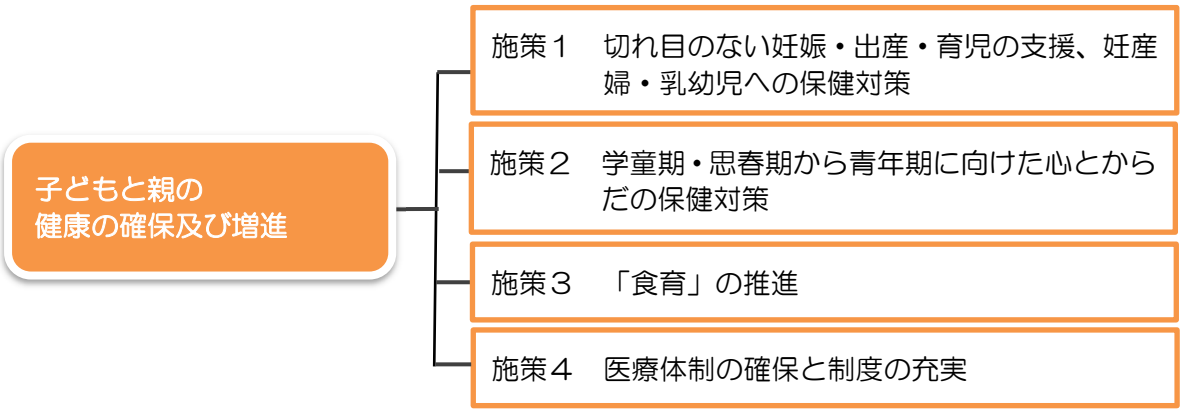
施策４　子どもの健全育成

「どこの子どもも地域の子」として、地域の人たちが協働して子どもたちの健やかな成長を応援します。

施策事業	具体的な内容
学校運営協議会による地域と連携した小・中学校運営	• 学校運営協議会を令和６年度より発足。地域の願いを上松小学校、上松中学校の運営に反映することを目的に活動する。 • 年間の教育活動を振り返り、評価する。 • 国型コミュニティースクールの良さを生かして活動する。
地域の協力による子どもの健全育成	• 小学生向け公民館講座「もりの寺子屋」を実施し、地域住民の方に講師を依頼するなど、地域の大人や子どもが一緒に集い、学べる環境作りをする。 • 家庭、学校、地域全体で「公民館オアシス運動」「信州あいさつ運動」を推進する。 • 「ハローウッド事業」を実施し、上松町で出生した子どもへお祝い品として木製のおもちゃを贈呈し、木との触れ合いの機会を提供する。 • 学校や関係機関と協力して、インターネット等の利用について親子で学べる機会を確保する。
子どもの居場所づくりの推進	• 「放課後子ども教室」は小学校全児童を対象とし、安心して遊んだり宿題をしたりできる居場所を提供する。 • 「放課後児童クラブ」（放課後児童健全育成事業）は、就労などにより日中保護者がいない家庭に対し、児童に健全な育成を図る。 • 子ども第三の居場所は、子どもたちの安心・安全な場所として生活・学習習慣作りを主とした支援を各機関と連携し行う。 • 各居場所とも、体験・交流活動、共通プログラムを実施するなど連携した取り組みの推進に努める。 • 特別な配慮を要する子どもへの対応に関する方策を、各分野の関係者が連携し、放課後活動についての共通理解をもって取り組む。 • 放課後や長期休みの子どもの居場所について、子どもや保護



■目標２　子どもと親の健康の確保及び増進



施策１　切れ目のない妊娠・出産・育児の支援、妊産婦・乳幼児への保健対策

切れ目ない支援、子どもや母親の健康確保のため、事業の継続実施と充実を図ります。

施策事業	具体的な内容
各種健診や訪問指導などのサービスの充実	• 母子手帳発行時の保健指導、支援に関するアンケート、~~母親学級~~ • 病院と連携した産前産後ケア • 新生児訪問、訪問指導、療育事業 • 乳幼児健診、５歳児相談 • 離乳食講習会、幼児歯の教室、親子遊びの教室 • 個別相談、育児相談、発達相談、巡回相談、受診支援 • 予防接種、視力検査、母子連絡会 • 伴走型支援 • 不妊治療の助成・相談 • 事業の内容と質を充実させていくためにも、スタッフの確保とスキルアップの推進を図っていく。
子ども家庭センターの充実	• 各機関との連携を図りながら事業を実施し、それぞれの子どもや保護者に適切な支援を行う。また、窓口の一本化についても検討していく。

施策２　学童期・思春期から青年期に向けた心とからだの保健対策

子どもの命を守ることを第一とし、子どもと、その家族が直面する課題に関する教育や相談体制、関係機関との連携を強化します。

施策事業	具体的な内容

産婦人科・小児科オンライン相談	産婦人科医、小児科医へのオンライン相談や医師、助産師のLINE相談を実施し、正しい子育ての記事の配信等で安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整える。
健康教育や性教育の推進	• ライフデザインセミナーの冊子の配布を行う。 • 小学校・中学校で年齢に応じた性教育・助産師による「いのちの講話」を行う。 • 小学校全学年、歯科衛生士による歯科保健指導を行う。 • 質の高い保健教育のために、専門職とのかかわりを継続していく。
子どもの人権を守る	• 相談体制、関係機関との連携を強化する。 • 上松町いじめ対策推進条例を基に、上松町いじめ問題対策連絡協議会を設置する。 • 人権擁護委員による子ども人権相談の実施。 • 子どもの「いじめ問題・自殺防止」「人権侵害」に関する問題に目を向け、小学校・中学校と協働して児童・生徒・教員・保護者向けの講演会等を開催する。 • ヤングケアラー実態調査の実施と相談。

施策３　「食育」の推進

子どもを中心に、保護者や大人も一緒になり、食育を推進します。

施策事業	具体的な内容
食に関する学習・体験活動の提供など	• 食生活改善推進協議会、民生児童委員会、上松町特産品開発センターなどと連携し、食育に関する体験を行う。 • 子育て家庭へ、食育・生活リズムを中心とした町独自の資料の活用。 • 保育所においては、乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習の機会を設け、畑づくり等を通して収穫した食材を使って調理保育を行いながら、食に関心が持てるようにする。 • 献立表、おたより等を通じた食の情報の提供 • 特産品開発センターの協力による味噌作り • ほお葉巻作り等の郷土食へ関心を高める取り組み • 体験等の事業を行う際のスタッフの確保を行う。

施策４　医療体制の確保と制度の充実

必要な医療が受けられるように、医療機関や関係機関との連携をとりながら広域的に対応していきます。また、必要な受診ができるように制度の充実を図ります。



施策事業	具体的な内容
医療体制の確保	• 医療体制の衰退を防ぎ、必要な医療体制を確保するための取り組みを行う。 • 遠方の医療機関で妊婦健診を受ける際の交通費及び遠方の分娩施設で分娩する際の交通費・宿泊費の助成を行う。
福祉医療費支給事業	• 子どもの医療の支援として、町独自で１８歳到達の年度末まで医療費の助成を行う。
育成医療の給付	• 身体上の障がいを除去したり、障がいの程度を軽くするために必要な医療の給付を行う。（口蓋裂形成術、先天性耳奇形成術、肝臓腎臓移植術等）
養育医療の給付	• 未熟児で生まれ、入院養育が必要な乳児に必要な医療費の給付を行う。

施策２　ひとり親家庭、貧困や困難を抱える家庭への支援の推進

子育てに困難を抱える家庭の相談や支援の充実に努めます。

施策事業	具体的な内容
相談体制の充実、施策に関する情報提供など	• 保健福祉事務所や児童相談所との協力により、ひとり親家庭、貧困や困難を抱える家庭が相談しやすい体制を整え、家庭への情報提供を行う。 • こども家庭センターを中心とし、各機関の連携を強化し、支援体制の充実を図る。 • 寺子屋食堂などによる貧困家庭への支援から、情報提供体制の構築を図る。
家庭への支援	• 生活援助が必要で、日常生活を営むことに支障がある家庭や、保護者の疾病等で家庭環境が整わない家庭に、家庭生活支援員を派遣し、生活の支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を、社会福祉協議会等とNPO法人上松町こども未来会議に委託して行う。 • ひとり親家庭等学習支援事業の実施に向けて検討する。

施策３　障がい児施策の充実

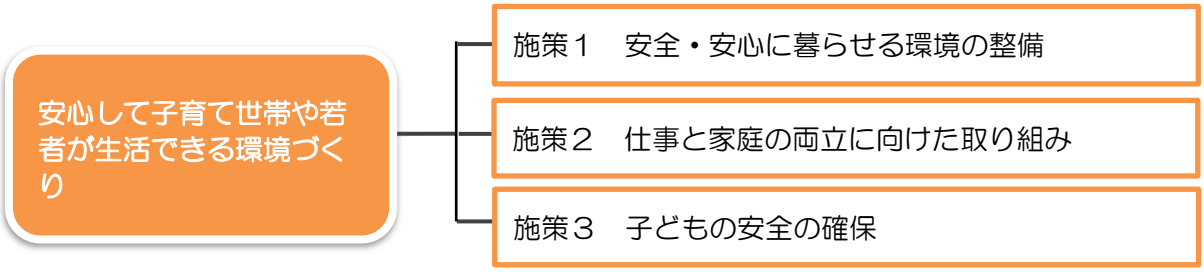
子どもが社会に適応し、自分らしく成長するために、障がいの早期発見の取組と合わせて、子ども、保護者に寄り添った支援に努めます。

施策事業	具体的な内容
子どもの特性の把握と障がいの早期発見、早期療育、治療	• 乳幼児健診の内容、発育・発達相談を充実させる • 各機関の連携により情報の共有を行う。 • 各種健診などで要フォローとなった場合の支援を丁寧に行い、必要により木曽子どもセンターでの療育や専門医療機関の受診、リハビリ等の機会を確保する。 • 定期的に健診を見直し、精度を上げるよう努める。 • 新生児聴覚検査助成の継続。聴力検査の継続。 • 子ども、保護者の気持ちに寄り添った支援を行う。

医療機関、療育機関などとの協力、連携	• 巡回相談、教育相談の充実 • 各機関との協力、連携 • 木曽こどもセンターとの連携 • 木曽障がい者総合支援センター「ともに」や、理学療法士~~、作業療法士~~、言語聴覚士、児童発達心理士と連携しながら、発達・発育相談の機会を確保する。 • 保健・医療福祉分野とのコーディネートを実施する。 • 各機関の連携により、医療的ケアが必要な子どもへの対応について検討していく。
障がい児・者の日中一時支援事業	• NPO 法人上松町こども未来会議に委託し、障がい児・者の家庭に代わり、日中の生活・活動の場を提供する。また、家族のレスパイトケアを行う。
障がい児・者の余暇支援	• 社会福祉協議会や上松町こども未来会議と連携し、アート活動やスポーツ活動に取り組む。

※レスパイトケアとは・・・在宅で介護をしている家族が休息できるように一時的に他のサービスにより介護者の負担を軽減できるようにする支援です。

■目標５　安心して子育て世帯や若者が生活できる環境づくり



施策１　安全・安心に暮らせる環境の整備

子育て世帯や若者が安心安全に町で住み続けたいと感じる環境づくりのために、各種支援の検討、支援の充実に努めます。

施策事業	具体的な内容
子育て世代への経済的支援	• 出産祝い金、商品券の支給、~~妊娠・子育て~~妊婦のための給付金、在宅育児世帯応援給付金の支給する。 • 支援センター一時預かり一部無料券~~の~~を支給する。 • 保育認定~~の~~全園児の保育料を無償とする。 • 保育園、小中学校の給食費を無償とする。 • 児童手当の支給をする。 • 児童扶養手当の支給※所得制限あり（障がい児の場合は要件有。） • 就学祝い金の支給（小学校、中学校）をする。 • 転入者へのウェルカム祝い金の支給をする。 • 高校生通学費等助成金の支給をする。
若者への経済的支援	• UIJ ターンを支援する。 • IU ターンによる奨学金返済を支援する。 • 結婚による新生活を支援する。 • 不妊治療を支援する。 • ヘルスケア健診、C 型肝炎ウイルス検査、子宮頸がん検査、骨健診、歯科検診の費用を支援する。
子育て世帯・若者に対する住宅の確保	• 子育て世帯が優先して入居する定住促進住宅や若者が入居する単身世帯用住宅の建設、維持管理、宅地造成を計画的に実施する。良質な住宅の確保に努める。
安全な道路・交通環境の整備	• カラー舗装などによる車道と歩道の区別を促進する。

18、児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える児童やその家庭に対して、生活の場を提供し、多様な課題に応じた支援を行う事業です。

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
⑤　量の見込み	0	20	19	17	15
⑥　確保方策	0	20	19	17	15
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

19、親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱える保護者とその子どもを対象に、親子間における適切な関係性の構築を図るための支援事業です。

延べ人数（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
⑦　量の見込み	2	2	2	2	2
⑧　確保方策	2	2	2	2	2
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

20、妊婦等包括支援事業

妊婦届の提出時に妊婦の状態を確認し、若年、経済不安、成育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的としています。

延べ人数（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
⑨　量の見込み	30	27	27	27	24
⑩　確保方策	30	27	27	27	24
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

21、乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園）

満３歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報提供、助言その他の援助を行うものです。月一定時間までの利用